

# 平成 30 年試験

## 論文式試験問題

### 監査論

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。  
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕  
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 5 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は、問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の右上の所定欄に貼付してください。1 枚目だけでなく、2 枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙の散逸や紛失等を防ぐため、答案用紙の左上をホッチキスで留めてありますので、外さずそのままの状態で作成してください。答案作成に当たっては、答案用紙のホッチキス留め部分を折り曲げても差し支えありませんが、ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。
- 14 問題に関する質問には、一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- 18 試験終了後、答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていたり、機の通路側に回収されずに置いてある場合は、直ちに挙手等の上、試験官に申し出てください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- 19 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。  
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

# 平成30年論文式監査論

(監査論)

(満点 100点) {第2問とあわせ  
時間 2時間}

## 第1問 (50点)

継続企業の前提の監査に関する次の **問題1** ~ **問題5** に答えなさい。

**問題1** 二重責任の原則について、継続企業の前提の監査の枠組みの中で説明しなさい。

**問題2** 監査人は、監査計画の策定に当たり、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無」について確かめなければならない理由を、リスク・アプローチを踏まえて説明しなさい。

**問題3** 次に示す【状況1】を識別した後、監査人はどのような監査手続を実施することが求められるか、その目的及び具体的な監査手続を述べなさい。

### 【状況1】

金融商品取引法監査を受けているA社を親会社とする連結グループは、平成X1年3月期において、業績の低迷により当期純損失を計上した結果、債務超過に陥っており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっている。連結財務諸表提出会社であるA社は、債務超過を解消する対応策として、主力金融機関に対して債務免除を要請している。

**問題4** 【状況1】に続き【状況2】となった場合を前提として、次の **問1** 及び **問2** に答えなさい。

### 【状況2】

A社の経営者は、継続企業の前提に関する事項を注記して継続企業を前提とした連結財務諸表を作成することにした。

A社グループの連結財務諸表監査を担当する監査人は、監査報告書において当該連結財務諸表に対して無限定適正意見を表明した上で、当該注記事項の内容を強調事項の区分を設けて追記することにした。

**問1** 追記情報が監査意見と区分されて記載される理由を述べなさい。

**問2** 監査人が監査報告書に追記とする理由を述べなさい。

## 平成30年論文式監査論

**問題 5** 【状況1】【状況2】に続き【状況3】となった場合、監査人は【状況2】で行った監査判断を変更し、継続企業の前提に関する強調事項を記載しない無限定適正意見を表明することにした。この判断は妥当であることを前提として、その他に監査人が監査報告書を作成する上でとるべき対応について述べなさい。なお、解答に当たっては、会社法監査は考慮しないものとする。

### 【状況3】

A社では、決算日後、連結財務諸表作成日までの間に主力金融機関によって債務免除が実施された。その結果、A社グループの債務超過は解消された。それによって、A社の経営者は、継続企業の前提に関する注記をしないことにした。監査人は適切に監査手続を行った後、最終的に無限定適正意見を表明した。

# 平成30年論文式監査論

(監 査 論)

(満点 100点) { 第1問とあわせ  
時間 2時間 }

## 第 2 問 (50点)

次の【状況】を踏まえて、以下の 問題 1 ~ 問題 4 に答えなさい。

### 【状況】

甲社(上場会社、製造業)の第30期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の監査を担当する監査人Xは、甲社に関する次の情報を得て当期の監査を実施した。

#### 甲社に関する情報

- ・ 創業者は経営から退いているが、依然として議決権の3分の1超を保有する大株主である。
- ・ 取締役会は、その過半数が社外取締役であり、女性役員も複数選任している。
- ・ 社長は、社内の生え抜きである。
- ・ 国内4か所の生産工場で単一の製品を生産しており、その状況は次のとおりである。

	A工場(主力工場)	B工場	C工場	D工場
製造数量比率	45%	20%	18%	17%

- ・ 平成29年5月12日に発表した第30期の業績予想は、売上高100,000百万円、経常利益4,500百万円、税引前当期純利益4,500百万円、当期純利益3,000百万円である。売上高及び経常利益は、業界トップに肉薄する第2位の水準である。

#### 監査人Xによる当期の監査計画(一部抜粋)

- ・ 甲社に対する過年度の監査において、重要な発見事項等がなく、また監査計画の策定の段階で、甲社の内部環境及び外部環境に重要な変化がなかった。このため、従前と同様、棚卸資産の実在性を裏付けるための監査手続については、以下の方針に基づいて立会を実施することとした。

\*立会拠点の選定：主力のA工場に加え、D工場を選定する。主力のA工場は毎年選定し、残り3工場から1工場を選定する従前の方針にしたがう。第28期はB工場、第29期はC工場を選定したので、第30期(当期)はD工場の順番である。

#### (立会拠点)

	A工場	B工場	C工場	D工場
選定方針	毎年	3年に一度	3年に一度	3年に一度
第28期	立会実施	立会実施	————	————
第29期	立会実施	————	立会実施	————
第30期(当期)	立会(計画)	————	————	立会(計画)

- ・ \*立会の実施時期：期末日には、原則として工場の操業を停止できないため、2月末の甲社の実地棚卸時に実施する。

平成30年論文式監査論

## 平成30年論文式監査論

\*立会の範囲：A工場は、敷地も広く棚卸資産も多いことから、工場内の3倉庫(P倉庫、Q倉庫、R倉庫)のうち、P倉庫について立会い、数量をテストする。なお、第28期はQ倉庫、第29期はR倉庫についてテストしていた。

(テスト拠点)

	P倉庫	Q倉庫	R倉庫
第28期	————	テスト実施	————
第29期	————	————	テスト実施
第30期(当期)	テスト(計画)	————	————

・第29期末における棚卸資産残高は12,000百万円であり、第30期(当期)末も同水準の残高を見込んでいた。

・立会を実施しない工場について、甲社の最終的な在庫記録が実際の実地棚卸結果を正確に反映しているかどうかを判断するために、当該記録に対する監査手続を実施することとした。

### 監査人Xが入手した匿名の情報

平成30年2月中旬、監査人Xに対して、匿名で次のような情報が寄せられた。

・A工場において、2月末の実地棚卸前に、一時的にQ倉庫の製品1,000百万円をP倉庫に移動するよう、工場長からQ倉庫及びP倉庫の従業員に対して指示が出された。通常、工場長から直接このような指示が出されることはない。

・A工場は、主力工場ということもあり、やや強気の社内予算が設定されているが、平成29年度後半から予算未達の状況が続いているようだ。これは社内でも知っている者は限られている。業績予想の達成は難しいだろう。

**問題 1** 一般に、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合の監査人の対応について説明しなさい。

**問題 2** 匿名情報を受け取った監査人Xは、棚卸資産の実在性について不正リスクを識別し、監査計画の修正を行った。そこで、修正後の監査計画に記載されたと考えられる監査手続のうち、「立会」の実施時期及び実施範囲に関して、どのような修正がなされたか、その理由とともに具体的に説明しなさい。

## 平成30年論文式監査論

**問題 3** 監査人Xは、**問題 2**において修正した監査計画に基づいた監査手続の結果、4工場のうちA工場についてのみ不正(棚卸資産の水増し計上)を発見した。平成30年4月下旬、A工場長は、当該不正を認め、監査人Xに対してその手口を説明するとともに、直ちに棚卸資産1,000百万円の水増し計上を修正することを受け入れた。このとき、次の**問 1**及び**問 2**に答えなさい。

**問 1** A工場長の不正を発見した監査人Xがとるべき対応について、「伝達」、「重要性」、「未発見の虚偽表示」の3点に整理して説明しなさい。

**問 2** A工場長の不正に社長が関与している可能性がある場合、監査人Xが、追加的にとるべき対応について説明しなさい。

**問題 4** 甲社は、**問題 3**におけるA工場での不正について、財務諸表を修正したが、「開示すべき重要な不備がある」と記載した内部統制報告書を提出した。監査人Xは、当該内部統制報告書に対して無限定適正意見を表明した。監査人Xがそのような判断に至った根拠について、重要性の判断及び是正措置の実施時期の観点から説明しなさい。